

声紋の法的保護について

大阪工業大学知的財産専門職大学院教授 大塚 理彦



要 約

生成 AI を使用したいいわゆる AI カバーを始め、生成 AI を使用して無断で生成した他人の声を利用する行為が問題となっている。本稿は、この問題に対して人格権、パブリシティ権、著作権法、不正競争防止法からのアプローチを試みた。人格権について声紋権という新たな人格権の定立を提案し、もって声紋に商業的価値を有する者はパブリシティ権をも享有できることを示した。一方、著作権法からのアプローチによる問題の解決は困難が予想されるが、不正競争防止法による問題の解決は不正競争行為としての規定ぶりに依存するところが大いと思料する。

目次

1. はじめに
2. 人格権
 2. 1 肖像権
 2. 2 声紋権
3. パブリシティ権
 3. 1 総論
 3. 2 声
4. 著作権法
 4. 1 非享受目的利用
 4. 2 実演家
5. 不正競争防止法
6. おわりに

1. はじめに

生成 AI を使用したいいわゆる AI カバーが問題になっている⁽¹⁾。本稿においては、生成 AI を使用して無断で生成した他人の声による歌唱だけでなく、その他の実演も含め、広く生成 AI を使用して無断で生成した他人の声を利用する行為全般を対象とする。AI カバーとコミックマーケット等で販売されるキャラクターの二次創作はどのように異なるのか。そこには、対象となる素材が、前者は著作物ではないのに対して後者は著作物であるという決定的な相違がある。

知的財産戦略本部は声の保護も含め AI 時代の知的財産権について検討を行ってきた⁽²⁾。また、AI と知的財産権に係る現状と課題、施策の方向性を「知的財産推進計画 2024」にまとめている⁽³⁾。

一方、文化庁は声の保護に直接言及するものではないが「AI と著作権に関する考え方について」とその概要を公表し、AI と著作権に係るセミナーを開催してその理解の促進に努めている⁽⁴⁾。また、「著作権テキスト」においても著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（著作 30 条の 4）の解説として AI と著作権に関する基本的な考え方を示すとともに肖像権、パブリシティ権にも言及している⁽⁵⁾。

実演家の立場からは、協同組合 日本俳優連合が「生成系 AI 技術の活用に関する提言」の一つとして声の肖像権の設立をあげている⁽⁶⁾。

なお、生成 AI を使用して無断で生成した他人の声を利用する行為に対して、不法行為による損害賠償（民法 709 条）、財産以外の損害の賠償（民法 710 条）、名誉毀損における原状回復（民法 723 条）が請求できる場合、名誉毀損罪（刑法 230 条）、侮辱罪（刑法 231 条）、信用毀損及び業務妨害罪（刑法 233 条）、詐欺罪（刑法 246 条）が成立する場合はそれらの法に任せることとし本稿においては扱わない。

生成 AI の開発と利用の流れ（一般的な例）を図 1 に示す⁷⁾。一般的な生成 AI 開発と利用の流れは AI 開発・学習段階と生成・利用段階に分けることができる。

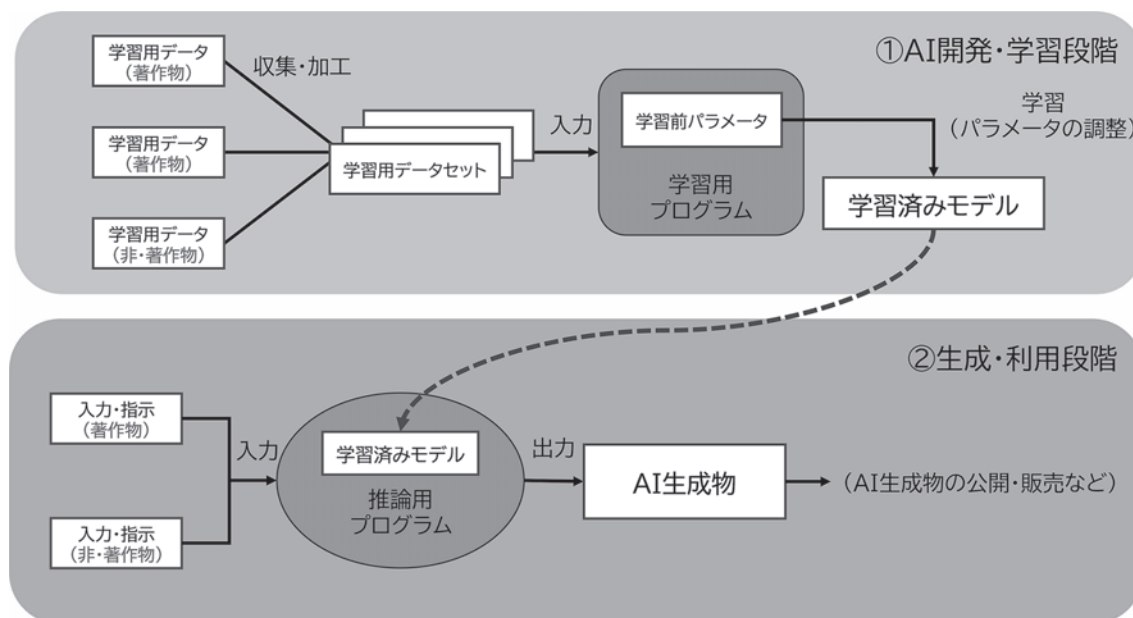


図 1 生成 AI の開発と利用の流れ（一般的な例）

声の保護について、AI 開発・学習段階においては著作権法による保護が、生成・利用段階においては人格権、パブリシティ権、不正競争防止法による保護が考えられる。

2. 人格権

2. 1 肖像権

〔京都府学連撮影事件〕⁸⁾において最高裁は、「ところで、憲法一三条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。」と判示して、肖像権という名称の使用は留保しつつも、日本国憲法 13 条に規定されるいわゆる幸福追求権を根拠として、個人がみだりに容ぼう等を撮影されない自由を認めた。一方、国家権力の行使を念頭におきつつも公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることにも言及している。

〔法廷内イラスト画事件〕⁹⁾において最高裁は、「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する（最高裁昭和 40 年（あ）第 1187 号同 44 年 12 月 24 日大法廷判決・刑集 23 卷 12 号 1625 頁参照）。もっとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社

会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。」と判示して、容ぼう等を承諾なく撮影されない人格的利益と容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益を認めた。また、いずれの人格的利益の侵害についても不法行為法上違法となるかどうかは社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを諸事情の総合考慮によって判断すべきとした。

〔京都府学連撮影事件〕において最高裁は「個人の私生活上の自由」と表現しているところ、〔法廷内イラスト画事件〕においては「人格的利益」というより進んだ表現を採るようになった。

2. 2 声紋権

肖像権については〔京都府学連撮影事件〕〔法廷内イラスト画事件〕において最高裁がその根拠と人格的利益の侵害に係る判断の基準を示している。

また、氏名権については〔NHK 日本語読み事件〕⁽¹⁰⁾において最高裁がその根拠を示している⁽¹¹⁾。それによると、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべきである。」とあり、人格権の一内容を構成するというためには個人を他人から識別し特定する機能を有するだけでは足りず、個人として尊重される基礎であること、個人の人格の象徴であることが求められる。

〔指紋押なつ拒否事件〕⁽¹²⁾において最高裁は、「指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。このような意味で、指紋の押なつ制度は、国民の私生活上の自由と密接な関連をもつものと考えられる。憲法一三条は、国民の私生活上の自由が国家権力の行使に対して保護されるべきことを規定していると解されるので、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条の趣旨に反して許されず、また、右の自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶと解される（最高裁昭和四〇年（あ）第一一八七号同四四年一二月二四日大法廷判決・刑集二三卷一十二号一六二五頁、最高裁昭和五〇年（行ツ）第一二〇号同五三年一〇月四日大法廷判決・民集三二卷七号一二二三頁参照）。」と判示して、日本国憲法 13 条に規定されるいわゆる幸福追求権を根拠に、個人の私生活上の自由の一つとしての何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を認めた⁽¹³⁾。しかしながら、指紋のように個人を他人から識別し特定する機能を有するけれども、個人として尊重される基礎であり、個人の人格の象徴であるとまでいうことができないものは人格権の一内容を構成するものと認めることができない。

個人を他人から識別し特定するための生体認証技術には顔、声紋を対象とするものの他に指紋、静脈、虹彩等を対象とするものがあるが、静脈、虹彩等も指紋と同様に人格権の一内容を構成するものと認めることはできないであろう。

一方、声は、個人を他人から識別し特定する機能を有し、個人として尊重される基礎であり、個人の人格の象徴であるので人格権の一内容を構成するものと認めることができるのではなかろうか⁽¹⁴⁾。ここでは、肖像権、氏名権に並ぶ権利として声紋権⁽¹⁵⁾を提案したい。声紋権は声による個別の表現である会話・講演・実演等に対して発生する権利ではなく、個人として尊重される基礎であり、個人の人格の象徴たり得る個人の声そのものに対して発生する権利である。

個人を他人から識別し特定する機能について、看者又は聴者を自然人とすると⁽¹⁶⁾声紋権は肖像権に劣るといえ

るかもしれない⁽¹⁷⁾。そうすると、声紋権の侵害に対する社会生活上受忍の限度は肖像権の侵害に対するそれよりも緩やかに解さざるを得ない。また、肖像権の侵害は静的である場合が多いのに対して、声紋権の侵害は時間概念を含むという意味で常に動的である点も相違する。とはいえ、まずは声紋権という権利を定立することに意義があるろう。それによって、声紋権の侵害を構成する行為は不法行為法上違法となり声の保護を図ることができる。

3. パブリシティ権

3. 1 総論

〔ピンク・レディー事件〕⁽¹⁸⁾において最高裁は、「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（氏名につき、最高裁昭和 58 年（オ）第 1311 号同 63 年 2 月 16 日第三小法廷判決・民集 42 卷 2 号 27 頁、肖像につき、最高裁昭和 40 年（あ）第 1187 号同 44 年 12 月 24 日大法廷判決・刑集 23 卷 12 号 1625 頁、最高裁平成 15 年（受）第 281 号同 17 年 11 月 10 日第一小法廷判決・民集 59 卷 9 号 2428 頁各参照）。」と判示して、氏名、肖像等が個人の人格の象徴であって、人格権に由来するものとしてみだりに利用されない権利⁽¹⁹⁾を有することを再確認した。その際、氏名については〔NHK 日本語読み事件〕を、肖像については〔京都府学連撮影事件〕〔法廷内イラスト画事件〕をそれぞれ引用している。

続いて、「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があり、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、〔1〕肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、〔2〕商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、〔3〕肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。」と判示して、肖像等が顧客吸引力を有する場合に、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利としてのパブリシティ権を認めた。パブリシティ権は肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであり、肖像等をみだりに利用されない権利が人格権に由来するのであるからパブリシティ権も人格権に由来する権利の一内容を構成する。そのうえで、三つの行為を例示しつつ、パブリシティ権の侵害として不法行為法上違法となるのは専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする場合であるとした。

パブリシティ権の構成を図 2 に示す。個人の私生活上の自由にとどまるものとしてみだりに指紋の押なつを強制されない自由が、人格権に属するものとして肖像権と氏名権が、パブリシティ権を構成するものとして商業的価値を有する肖像と氏名があげられる。

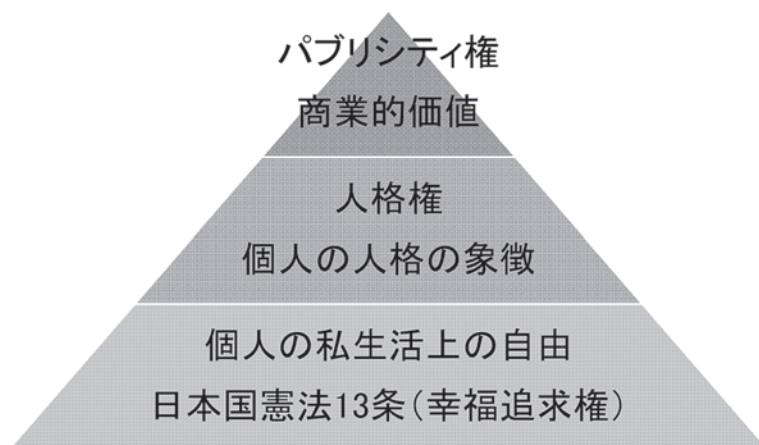


図2 パブリシティ権の構成

肖像権の侵害については「社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうか」という判断基準があるが⁽²⁰⁾、

パブリシティ権についてはそのような制限はない。肖像権は人格権に由来する権利の一内容を構成するものであるから、その救済は社会的相当額として決せられる慰謝料の支払に留まらざるを得ない。一方、パブリシティ権の侵害について裁判所は、パブリシティ権を財産権と捉え損害賠償の請求を認めてきた⁽²¹⁾。

3. 2 声

さて、〔ピンク・レディー事件〕における肖像等に声紋は含まれるであろうか。〔ピンク・レディー事件〕において最高裁は、氏名、肖像等を併せて「肖像等」というがこの「等」には何が含まれるであろうか。〔ピンク・レディー事件〕調査官解説は、『肖像等』とは、人物識別情報をいうものであり、たとえば、サイン、署名、声、ペンネーム、芸名等をいう」として「声」を例示している⁽²²⁾。氏名権、肖像権については、先行する判例において人格権に由来する権利であることが判示されているが⁽²³⁾、必ずしもそのような判例が先行する必要のないことは、〔ピンク・レディー事件〕において最高裁が氏名、肖像等を併せて「肖像等」という用語を使用しており、「肖像等」の「等」には氏名、肖像以外の人物識別情報が含まれ得ることから明らかである。筆者は声紋も個人の人格の象徴であって人格権の一内容を構成するものと捉えており、声紋が顧客吸引力を有する場合もあるので、声紋についてもパブリシティ権が認められる可能性が高いと考える。そうすると、声紋に顧客誘引力を有する者にはパブリシティ権が認められることとなり声の保護を図ることができる。

4. 著作権法

4. 1 非享受目的利用

図1に示した生成AI開発と利用の流れ（一般的な例）におけるAI開発・学習段階において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない（以下、「非享受目的」という。）利用には著作権が制限される（著作30条の4）⁽²⁴⁾。

著作権法30条の4が適用されない場合として、非享受目的ではない場合（著作30条の4柱書）、著作権者の利益を不当に害することとなる場合（同条ただし書）がある。文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について【概要】」⁽²⁵⁾（以下、「考え方【概要】」という。）は、著作物に表現された思想又は感情の享受に該当する行為として、文章の著作物⁽²⁶⁾の閲読、プログラムの著作物の実行、音楽又は映画の著作物の鑑賞を例示する。また、著作権者の利益を不当に害することとなる場合として、販売されているデータベースの著作物を複製する場合、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置⁽²⁷⁾が講じられており営利目的による利用が推認できる場合を例示する。

「考え方【概要】」は、さらに「生成AIの基盤モデルに対する追加学習（ファインチューニング）のうち、意図的な『過学習』等、学習データである著作物の類似物（創作的表現が共通したもの）を生成させること（ママ）目的としたものを行うための、学習データ（著作物）の収集」は非享受目的の要件を充たさないとする⁽²⁸⁾。このような行為について「考え方【概要】」は、いわゆる「作風」の模倣として著作権法30条の4が適用されない場合があるという立場を採っている。作風を模倣したAI生成物に対して、学習に供された著作物の表現とは非類似であるからという理由によって著作権の行使が困難な場合であっても、著作権法30条の4の適用を受けることができない著作物の利用であることを立証することができれば、AIに学習させるために学習データを収集する行為が著作権の侵害となる。

なお、著作権法30条の4が適用されない場合であっても、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等に係る著作権法47条の5が適用されるときがある⁽²⁹⁾。同条1項2号には「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。」があげられている。ここで、軽微利用とは「公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なもの」⁽³⁰⁾をいう（同条括弧書）。

4. 2 実演家

著作権の制限に係る著作権法 30 条の 4・47 条の 5 は、著作隣接権の目的となっている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用される（著作 102 条 1 項）。

著作権法における実演は、著作権法 2 条 1 項 3 号に定義される。同号には実演に該当するものとして、歌唱、口演、朗詠のように発声により著作物を演じることが例示列挙される。また、同号括弧書によると、これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものも実演に含まれる。

著作物を演じないが発声により芸術的な性質を有する実演として具体的なものは存在するであろうか。声まね⁽³¹⁾は実演とすることができるが、声まねにおける発声は実演家が本来有する声ということができない。なお、著作物を演じないが、発声による表現が言語の著作物たり得る場合は、実演家が著作者となり著作権を享有することができる（著作 17 条）。

著作権法による保護を受ける実演には、レコードに固定された実演及び放送又は有線放送において送信される実演を含むが、後者については実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものは除かれる（著作 7 条 1 項 3 号・4 号）。

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する（著作 21 条）。また、著作者は、その著作物を翻案する権利を専有する（著作 27 条）。一方、実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する（著作 91 条）。著作権は著作物を複製する行為のみならず翻案する行為にまでその効力が及ぶ。さらに、二次的著作物の原著作者はその二次的著作物の利用に関してその二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を有する（著作 28 条）。これに対し、実演家の権利はその実演を録音し、又は録画する行為にしか効力が及ばない。従って、実演家による実演をまねる行為には実演家の権利が及ばない。なお、実演家は氏名表示権（著作 90 条の 2）及び同一性保持権（著作 90 条の 3）からなる実演家人格権を有する。

音楽の著作物から特定の実演家の発声に係る部分のみを収集・加工して学習用データセットを作成する行為に対しては、非享受目的ではない場合と著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除き、作曲家及び作詞家の複製権（著作 21 条）及びレコード製作者の複製権（著作 96 条）が制限される（著作 30 条の 4）。同じく、映画の著作物から特定の実演家の発声に係る部分のみを収集・加工して学習用データセットを作成する行為に対しても、非享受目的ではない場合と著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除き、脚本家の複製権（著作 21 条）及び映画製作者の複製権（著作 21 条・29 条）が制限される（著作 30 条の 4）。

しかし、前述したように「考え方【概要】」は、「生成 AI の基盤モデルに対する追加学習（ファインチューニング）のうち、意図的な『過学習』等、学習データである著作物の類似物（創作的表現が共通したもの）を生成させること（ママ）目的としたものを行うための、学習データ（著作物）の収集」は非享受目的の要件を充たさないとする⁽³²⁾。このような行為について「考え方【概要】」は、いわゆる「作風」の模倣として著作権法 30 条の 4 が適用されない場合があるという立場を採っている。とはいえ、音楽又は映画の著作物から特定の実演家の発声に係る部分を抽出したときに、抽出された部分が著作物たり得るのかは事案ごとの判断とならざるを得ないし、実演家による発声の類似物を生成させることが学習に供された著作物の「作風」の模倣に該当するといえるか否かについても議論のあるところであろう。

いずれにしても、音楽又は映画の著作物から特定の実演家の発声に係る部分を収集して作成された学習済みモデルを使用して、生成・利用段階において特定の実演家の発声に係る AI 生成物が生成されたとしても、そのような AI 生成物は実演家の権利の侵害とはならないと考えられる。そこで、「考え方【概要】」がいういわゆる「作風」の模倣に関する概念を拡張し、特定の実演家の発声に係る部分を収集・加工して学習済みモデルを作成する行為を止めることが肝要であろう。

5. 不正競争防止法

実演家による発声を事業者としての実演家の商品等表示又は実演家が所属する法人の商品等表示ということができれば、無断の AI カバーを始め、広く生成 AI を使用して無断で生成した他人の声を利用する行為を不正競争防

止法の周知表示混同惹起行為（不正競争2条1項1号）又は著名表示冒用行為（同2号）に該当するとすることが可能になるかもしれない。タレントの芸名の一部に著名な企業グループの表示を含む事案において混同のおそれを認めた裁判例が存在する⁽³³⁾。

なお、韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律2条1項ヲには、不正競争行為の一つとして「国内に広く認識され経済的価値を持つ他人の声明、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる表示を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用するにより、他人の経済的利益を侵害する行為」⁽³⁴⁾が定義されている。

6. おわりに

肖像権は「個人の私生活上の自由」の一つから「人格的利益」の一つへと昇華した。氏名権も人格的利益の一つであると解されている。人格権の一内容を構成するというためには個人を他人から識別する機能を有するだけでは足りず、個人として尊重される基礎であること、個人の人格の象徴であることが求められるが、声紋はこの要件を満たしているものと思料し新たに声紋権なる人格的利益を提案した。

そのうえで、パブリシティ権は人格的利益の有する商業的価値に基づくものであって人格権に由来するのであるから、声紋に商業的価値を有する者はパブリシティ権をも享有することができる。

近時、学習用音声データの認証サービスが提案されている⁽³⁵⁾。このような仕組みが存在すれば、認証サービスを通じて提供されている音声データを無断でAI学習に使用することは、著作権法30条の4が適用されない場合としての非享受目的ではない場合又は著作権者の利益を不当に害することとなる場合に該当するであろうか。とはいえ、実演家は著作権者ではない。より直截的には、韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律と同様に不正競争行為の一つとして定義することが実効性の面では優れているといえることができるだろうか。

(注)

(1) NHK「世界を席巻！生成AI共存のために必要なことは？」。https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4856/

NHK「『進撃の巨人』主人公エレンの声優・梶裕貴さん 生成AIとの向き合い方を語る」。

https://www.nhk.or.jp/minplus/0121/topic043.html

NHK「世界を席巻！生成AI共存の道は」。

https://www3.nhk.or.jp/news/special/sci_cul/2024/02/special/ai-contents/

NHK「急増する“声の無断利用” 声優や歌手の声をどう守る？」。

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240727/k10014522841000.html

(2) 知的財産戦略本部 AI時代の知的財産権検討会。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html

特に第5回会合資料2「生成AIと知的財産権に関する横断的見地からの検討（討議用）」6～7頁「(3)「声」の保護について」、AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」（2024年5月）55～57頁「(2)「声の保護」」。

(3) 知的財産戦略本部。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html

知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024」（2024年6月4日）14～18頁「(3) AIと知的財産権」。特に声の保護については18頁に「生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。また、他人の肖像や声等の利用・生成に関し、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行う。」とする。

(4) 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」（2024年3月15日）。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について【概要】」（2024年4月）。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf

文化庁著作権課「令和5年度著作権セミナー AIと著作権」（2023年6月）。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/seminar/2023/

文化庁著作権課「令和6年度著作権セミナー AIと著作権Ⅱ」（2024年8月）。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/seminar/2024/

(5) 文化庁著作権課「令和6年度著作権テキスト」（2024年）。https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/index.html

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（著作30条の4）の解説について66頁、肖像権、パブリシティ権へ

- の言及について 105 頁。
- (6) 協同組合 日本俳優連合「生成系 AI 技術の活用に関する提言」(2023 年 6 月 13 日)。
<https://www.nippairen.com/about/post-14576.html>
声の肖像権について「『声の肖像権』の設立を目指す。これまでは声と表現が切り離されて使われることが想定されていなかったため、外見だけではなく『声の肖像権』の新設を急ぐ」とする。
- (7) 前掲注 4・文化庁著作権課「令和 5 年度著作権セミナー AI と著作権」(2023 年 6 月) 27 頁。
- (8) 最判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁〔京都府学連撮影事件〕。
- (9) 最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁〔法廷内イラスト画事件〕。
- (10) 最判昭和 63 年 2 月 16 日民集 42 卷 2 号 27 頁〔NHK 日本語読み事件〕。
- (11) 令和 5 年改正によって商標登録を受けることができない商標のうち他人の氏名を含む商標に係る要件が緩和された(商標 4 条 1 項 8 号)。すなわち、商標登録を受けることができないのは、商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限るものとされた。氏名権に対する制限と解することもできよう。なお、他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があり、かつ不正の目的で商標登録を受けようとするものでないことも求められる(商施令 1 条)。
- (12) 最判平成 7 年 12 月 15 日刑集 49 卷 10 号 842 頁〔指紋押なつ拒否事件〕。
- (13) 前掲注 12・〔指紋押なつ拒否事件〕が引用するのは前掲注 8・〔京都府学連撮影事件〕と最判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁〔マクリン事件〕である。後者は「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」と判示した。
- (14) いわゆる「作風」も同様に考えることができるであろうか。
- (15) 名称の適否は一旦おくこととする。デジタル大辞泉によると「声紋」とは「音声周波数分析した結果をソナグラムで表したもの。個人によって異なり、犯罪捜査などにも利用。」と説明される。
- (16) デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン」(2023 年) 9 頁。<https://hoseido.digitalarchivejapan.org/shozoken/>
「プライバシーに関する判断ではあるが、東京高裁平成 13 年 2 月 15 日判時 1741 号 68 頁〔石に泳ぐ魚事件控訴審〕は、モデル小説中の人物と実在の人物の同定可能性につき、幼いころからの知人らにとっても、モデル小説中の人物と同定することは容易と述べて、プライバシー侵害を肯定した。また、最判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 卷 3 号 229 頁〔長良川リンチ殺人報道事件〕は、少年法 61 条に違反する推知報道か否かに関しては、不特定多数の一般人がその者を少年本人であると推知できるかを基準にしつつ、プライバシー侵害に関しては、少年と面識がある者が推知できるかを基準に侵害を肯定した。東京地判平成 21 年 4 月 14 日判時 2047 号 136 頁〔産業廃棄物収集車事件〕も、肖像権またはプライバシー侵害の判断の中で、原告を知っている者が原告を識別できたかどうかを基準としている。」
- (17) 技術的には声紋認証の精度は顔認証の精度に勝るとも劣らない。一般社団法人 日本自動認識システム協会「バイオメトリクスの基礎知識」(2022 年)。<https://www.jaisa.or.jp/about/pdfs/bio2022.pdf>
- (18) 最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁〔ピンク・レディー事件〕。
- (19) 肖像権について〔ピンク・レディー事件〕調査官解説は、「肖像については肖像権として法的権利性を正面から認められるに至っていなかった。この点について、本判決は、氏名について他人に冒用されない権利が認められているところを一步押し進めて、肖像についても他人に冒用されない権利を有するとして、法的権利性を正面から認めることとしている。」とする。中島基至「最高裁重要判例解説」L&T No.56 (2012 年) 71 頁。それまでは人格的利益に留まっていた。前掲注 9・〔法廷内イラスト画事件〕。
- (20) 前掲注 9・〔法廷内イラスト画事件〕。
- (21) 使用料相当額の支払又は損害額の認定に係る民事訴訟法 248 条が適用された。〔ピンク・レディー事件〕調査官解説は「氏名権、肖像権は、氏名、肖像の有する精神的価値に着目してこれを権利として構成するものであるが、本判決は、肖像等の有する商業的価値に着目してこれを権利として構成し、肖像権とは区別してこれをパブリシティ権と名付けたうえで、その法的権利性を認めるに至っている。」とする。前掲注 19・中島 71 頁。「パブリシティ権は、人格の『精神的価値』と『商業的価値』が混在するものではなく、『商業的価値』という人格の財産的側面のみを純化、抽出してこれを権利として構成するものであるから、パブリシティ権は、『精神的価値』に基づく肖像権とは、明確に区別されるものである。」同 78 頁。なお、近時、損害の額の推定等に係る著作権法 114 条 3 項を類推適用する裁判例も現れた。知財高判令和 5 年 9 月 13 日令和 5 年(ネ)第 10025 号〔FEST VAINQUEUR 事件〕。一方、パブリシティ権の譲渡について否定することは困難としながらも、合理的な範囲を超えて譲渡人の利益を制約するものであると認められる場合には、社会的相当性を欠き公序良俗に反するとする裁判例がある。東京地判令和 4 年 12 月 8 日判時 2592 号 68 頁〔芸名使用差止請求事件〕。
- (22) 前掲注 19・中島 68 頁。
- (23) 氏名権について前掲注 10・〔NHK 日本語読み事件〕、肖像権について前掲注 8・〔京都府学連撮影事件〕前掲注 9・〔法廷内イラスト画事件〕。
- (24) ただし、複製物の目的外使用等については複製を行ったものとみなされる(著作 49 条 1 項 2 号、同条 2 項 3 号も参照)。
- (25) 前掲注 4・文化審議会著作権分科会法制度小委員会。

- (26) 言語の著作物とすると講演等文章化されていない著作物を含むことになるから文章の著作物としたと思われる。とはいえ、文章化されていない言語の著作物も情報解析の用（著作 30 条の 4 第 2 号）に供することは可能である。
- (27) 「考え方【概要】」は「ウェブサイト内のファイル“robots.txt”への記述や、ID・パスワードによる認証によって、AI 学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置。」と説明する。
- (28) 著作権法 30 条の 4 が適用されないという結論において相違はないが、著作権者の利益を不当に害することとなる場合とする方が実情に沿うようにも思われる。営利目的でもって著作物を制作しているものではない著作権者をも救済する趣旨であろう。
- (29) ただし、複製物の目的外使用等については複製を行ったものとみなされる（著作 49 条 1 項 1 号）。
- (30) 生成 AI を使用して他人の声を利用するための学習時間が十数秒で足りるものも存在する。Open AI “Navigating the Challenges and Opportunities of Synthetic Voices”
<https://openai.com/index/navigating-the-challenges-and-opportunities-of-synthetic-voices/>
- (31) 対象として、他人の声の他に動物の鳴き声やボイスパーカッション等も含む。
- (32) 著作権法 30 条の 4 に規定される非享受目的とは「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」であって「当該著作物」とは学習データに含まれる著作物を示すものと解されるから、やや拡張解釈に過ぎるようにも思われる。
- (33) 東京地判平成 10 年 3 月 13 日判時 1639 号 115 頁〔高知東急事件〕。
- (34) 独立行政法人 工業所有権情報・研修館「韓国不正競争防止法について」。「声明」は「姓名」の語訳ではなかろうか。
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/39331/>
- (35) 一般社団法人日本音声 AI 学習データ認証サービス機構（AILAS）「設立記者会見関連情報」（2024 年 6 月 25 日）。
<https://ailas.or.jp/>

（原稿受領 2024.11.5）